

船舶事故等調査報告書

平成24年6月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012門第24号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成24年1月4日 13時00分ごろ	
発生場所	関門港若松区 福岡県北九州市所在の若戸大橋橋梁灯（C1灯）から真方位093° 390m付近 （概位 北緯33° 54.2′ 東経130° 49.3′）	
事故等調査の経過	平成24年2月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 油送船 第七 ^{たいよう} 太陽丸、99トン 141297、関門海運株式会社 B 作業船 たかと、18.73トン 291-14829福岡、北九船舶有限会社 C 作業船 ゆうとく、19.95トン 291-34786福岡、北九船舶有限会社	
乗組員等に関する情報	船長A、四級海技士（航海）（履歴限定） 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 船長C、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A なし B 錨索切断、ハンドレール曲損 C 錨索切断、ハンドレール曲損、アンカーローラー破損、船尾甲板上に破口	
事故等の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、関門港若松区戸畑漁港岸壁に着岸中の船舶へ補油のために接近中、北西の強風により圧流され、平成24年1月4日13時00分ごろA船の右舷側とB船及びC船の船尾とが衝突した。 B船及びC船は、戸畑漁港岸壁の南東奥から南西方に続く岸壁において、それぞれ船尾から2つの錨を投入し、船首を岸壁に向けて無人で係留中、A船と衝突した。 A船の船舶所有者は、B船及びC船が無人で係留中であつたので、両船の船舶所有者に事故を知らせた。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 5 海象：潮汐 上げ潮の初期	
その他の事項	A船の喫水は、船首約0.8m、船尾約2.0mであつた。 B船及びC船は、船体の周囲にタイヤフェンダーを取り付けていた。	
分析	乗組員等の関与	A あり、B なし、C なし
	船体・機関等の関与	A なし、B なし、C なし
	気象・海象の関与	A あり、B なし、C なし

	判明した事項の解析	A 船は、関門港若松区戸畑漁港岸壁に着岸中の船舶へ接舷作業中、船長 A が風力 5 の北西風が吹く状況下で接舷作業を行ったことから、風により圧流されて着岸中の B 船及び C 船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A 船が、関門港若松区戸畑漁港岸壁に着岸中の船舶へ接舷作業中、船長 A が風力 5 の北西風が吹く状況下で接舷作業を行ったため、風により圧流されて着岸中の B 船及び C 船と衝突したことにより発生したものと考えられる。	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接舷作業に従事する際は、作業が可能な風の条件を定めておくこと。 	